

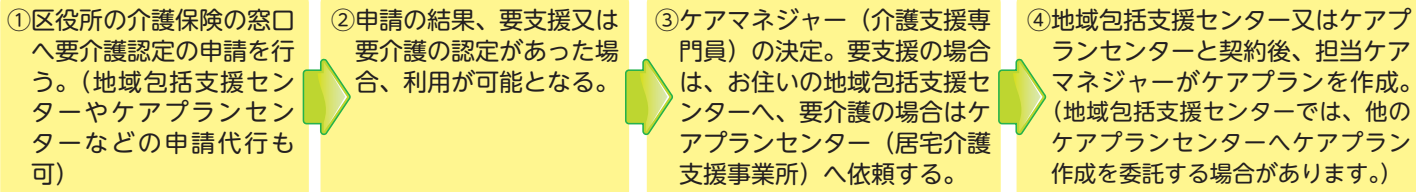
# 訪問介護について



## 訪問介護とは

- ホームヘルパー（訪問介護員）が、要介護・要支援認定を受けた高齢者の自宅を訪問し、掃除・洗濯等の生活援助や入浴・食事介助等の身体介護を行います。
- ホームヘルパーは、介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修の修了者、若しくは介護福祉士等の資格が必要です。
- 自宅において、日常的な生活を維持するための支援です。

## 訪問介護を利用するまでの流れ



訪問介護事業所と契約し、サービス利用開始。

## 訪問介護について

- ケアプランに記載してあるサービスを利用します。
- サービス内容、利用回数や1回あたりの利用時間に制限があります。（サービス内容や利用回数等については、ケアマネジャーに相談してください。）
- 自宅において利用するサービスのため、入院中や介護保険施設等に入所した場合は、利用できません。

## 訪問介護のサービス内容

（詳細は、ケアマネジャーや訪問介護事業所にお問い合わせください）

### ① 受けられるサービス

- ア 身体介護**  
食事介助、入浴介助、身体の清拭、排せつ介助、更衣介助、車いすやベッドへの移乗介助など
- イ 生活援助**  
調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理など
- ウ 通院等乗降介助**  
通院時の乗車や降車の介助など

### ② 受けられないサービス

- 医療行為
- 行事食（おせち等）や利用者以外の分の調理
- 本人が使わない部屋の掃除、大掃除、庭掃除
- 家具の移動
- 嗜好品（酒、たばこ等）の買い物
- ペットや草木の世話
- 墓参りや法事への同行

## 費用（自己負担額）

- 自己負担額の割合は、原則1割です。（一定以上の所得がある場合は、割合が2割または3割になります。）
- 1か月に利用できる限度額が介護度によって異なります。限度額を超えた場合は、全額自己負担となります。



### 費用例（要介護の場合）

1回あたり。身体介護は30分以上1時間未満の場合、生活援助は45分以上の場合

内容	サービス費用(10割)	利用者負担(1割の場合)
身体介護 <sup>(※)</sup>	4,392円	440円
生活援助 <sup>(※)</sup>	2,490円	249円
通院等乗降介助	1,089円	109円

※サービス開始時間が、早朝（6～8時）・夜間（18～22時）の場合は25%、深夜（22～6時）の場合は50%加算されます。  
※詳細は、訪問介護事業所へお問い合わせください。

## 訪問介護事業所の探し方

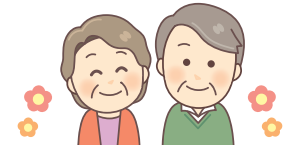
担当のケアマネジャーがいる場合は、担当ケアマネジャーに、初めて介護サービスを利用する場合は、ケアマネジャーと契約のうえ、どこを利用するかを相談することができます。

また、自分で探す場合は、地域包括支援センターに相談する方法、区役所等で配布される訪問介護事業所のリスト又は介護保険の仕組みや介護保険サービス事業者情報が載っている「ハートページ」（ご希望があれば、当センターから郵送することも可能）で探す方法、インターネットを利用し厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」で検索する方法などがあります。

さらに、実際に訪問介護を利用している人たちの口コミを参考にして探す方法などがあります。

## 訪問介護事業所を選ぶポイント

訪問介護事業所をどう選べばよいか、悩んだり、迷ったりされると思います。下記の項目は、あくまで参考としてとらえていただき、最終的には介護保険サービスを利用される本人や家族がご判断ください。



- サービス内容や利用料、緊急時の対応方法など分かりやすく説明してくれる
- 本人や家族の希望を聞いてくれる。また、できないことについて、なぜできないのか、分かりやすく説明してくれる
- 介護保険が適用されるサービスと適用されないサービスをわかりやすく説明してくれる
- 希望する曜日（特に日曜、祝日、年末年始など）及び時間に対応可能か
- 苦情の対応方法について、説明してくれる
- きちんと契約書や重要事項の説明をしてくれる

## 相談事例

訪問介護にかかる一般相談の事例を2例ご紹介します。なお、相談者や利用者のプライバシーに配慮するとともに、事業所等が特定されないよう内容を一部加工・修正しています。

### 事例1

訪問介護を利用されている方から、「担当のヘルパーがすぐに変更になる。同じ人にずっと来てほしい。ヘルパーを指名できないか？」との相談。



担当ヘルパーは事業所内の各ヘルパーの勤務状況等で決めていることが多く、一人のヘルパーだけで担当すると、そのヘルパーが勤務できない状況になった場合に困るので、複数ヘルパーで担当することであると説明しました。

併せて、事業所ができる範囲での担当変更について、ケアマネジャーや訪問介護事業所へ相談されることを助言しました。相談者は、「ケアマネジャーが近々家に来てくれるので、相談してみる。」と了解されました。

### 事例2

訪問介護を利用されている方から、「ヘルパーさんが週3回家に来ている。60分の間に食事の介助や掃除をしてもらっていて、時間が余る時がある。その時に他の仕事（買い物など）をしてくれない。また、終わる5分前には、いつも書類を書いている。書類は、全部終わってから書いてほしい。」との相談。

ヘルパーが行うサービスは、ケアマネジャーが作成したケアプランに基づき行っているため、サービスの追加や変更はケアマネジャーに相談されるよう伝えました。

また、当日のサービスの記録は、サービス提供時間内に行うことになっていると説明しました。相談者は「ケアマネジャーに相談する。記録はそのようなルールがあるんだな。」と了解されました。